

令和2年 第1回定例会

予算決算常任委員会記録（第4号）

令和2年3月16日（月曜日）

午前10時00分 開議

午後 2時49分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		19番	一戸兼一	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

企画部長	清藤憲衛	財務部長	須郷雅憲
市民生活部長	三浦直美	福祉部長	番場邦夫
健康子ども部長	外川吉彦	農林部長	本宮裕貴
商工部長	秋元哲	建設部長	天内隆範
都市整備部長	野呂忠久	会計管理者	成田互
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	教育委員会理事兼 学校教育推進監	奈良岡淳
企画課長	澁谷明伸	広聴広報課長	石澤淳一
財政課長	岩崎文彦	管財課長	工藤浩

市民税課長	白取靖夫	資産税課長	石田剛
収納課長	西沢宏智	市民協働課長	高谷由美子
市民課長	成田春美	環境課長	森岡欽吾
市民生活部理事	加藤裕敏	文化スポーツ課参事	柴田幸博
福祉総務課長	秋田美織	障がい福祉課長	佐藤真紀
介護福祉課長	工藤繁志	こども家庭課長	佐々木隆史
国保年金課長	田中知巳	農政課長	齊藤隆之
りんご課長	吉田秀樹	農村整備課長	八嶋範行
商工労政課長	野呂智子	土木課長	本間嘉章
建築住宅課長	木村和彦	建築指導課長	佐藤久男
都市計画課長	中田和人	公園緑地課長	神雅昭
吉野町緑地整備推進室長	西谷慎吾	会計課長	後藤千登世
上下水道部総務課長	高橋秀男	上下水道部営業課長	熊谷義昭
上下水道部工務課長	山本正行	上下水道部工務課長補佐	小野敦弘
上下水道部上水道施設課長	石川竜明	上下水道部上水道施設課参事	京野直文
上下水道部下水道施設課長	中澤勝	市立病院総務課長	堀子義人
市立病院医事課長	尾坂毅	教育総務課長	中村工
学校整備課長	三上善仁	学務健康課長	菅野洋
学校指導課長	横山晴彦	教育センター所長	三上文章
生涯学習課長	柳田尚美	博物館長	成田正彦
文化財課長	小山内一仁	文化財課主幹	小石川透

○出席事務局職員

事務局長	高橋晋二	次長	菊池浩行
議事係長	蝦名良平	総括主査	成田敏教
主事	工藤健司	主事	附田準悦
主事	成田崇伸		

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

13日に引き続き、議案第8号令和2年度弘前市一般会計予算を審査に供します。

10款教育費に対する質疑を続行します。

さくら未来。

◎1番（竹内 博之委員） 私からは、概要書の103ページの未来をつくる子ども育成事業についてお伺いいたします。

一般質問でも取り上げられておりましたので、私からは、まず1点目、今回の予算措置、新規事業になってはいますが、学校現場から様々な

アイデアとか声が上がってきて、いわゆる予算措置するものなのかどうか。

この中に、子供たちの生きる力を育むとか、一般質問でも言われていましたけれども、特色ある学校づくりという取組を今していますけれども、そういったところの中から、学校現場から声が上がってきて、今回、教育委員会として予算措置するものなのか、この点についてまずお伺いします。

◎学校指導課長（横山 晴彦） この事業は、未来を担う子供たちに必要な生きる力を育成するというので、学校が幅広く柔軟に教育活動を実施できるように設定いたしました。

これについては、子供たちの興味・関心という部分については、学校が子供たちの興味・関心等を含めた実態に合わせて独自に計画するというふうなことでございます。

◎1番（竹内 博之委員） ということは、学校から例えばこういう事業をやりたいとかという声があって、これには予算が必要だよねと言って措置するものではなくて、これから、この新規事業をつけたから、学校現場で計画を立てて、子供たちにとって何が必要なのかということを企画をしなければいけないということですよ。

◎学校指導課長（横山 晴彦） そのとおりで、これまで事業を四つほど展開してまいりましたが、それぞれで学校が申し込んでいたものを一括で申込みできるということで、そこで学校の企画を上げていただくということになります。

◎1番（竹内 博之委員） ちょっと安心しました。それこそ、既存事業の中でも予算が必要なものに対して、これが活用できるということですよ。一般質問の中でも、結局、学校現場の先生たちがまたプラスアルファで企画を立てなければいけないというのは、少し多忙な中でもなかなか難しいのかなという思いはあったのですけれども、

では、既存事業の中でも予算が必要なものに関しては、この事業が活用できるという理解ですよ。

最後に、私から意見だけ申して終わりたいと思うのですけれども、今回、382万5000円ついていて、子供議会というのを教育委員会でやられていますけれども、あちらは、いわゆる予算化も事業化も、こういったような形で上がってなくて、子供たちが主体的に議論した先に、いわゆる成果物として子ども宣言をやっていますけれども、それに予算措置・配置がされていないというのは少し残念だなと思う部分があります。

今回、こうやって新規事業で学校現場の先生が企画したものに対して、いわゆる予算措置ができるということは、私は、少しでもやっぱり子供たちの主体性というか、成功体験というところに行政として予算をつけるということは一つの形だと思いますので、ぜひ今後、教育委員会としても限られた財政の中ではあるのですけれども、そういった部分にも、今年で10回目になる子ども議会でございますので、ぜひ、そういったところにも予算展開等を考えていただければと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番（一戸 兼一委員） 私から、10款4項2目、概要でいくと110ページ、旧第五十九銀行本店本館整備活用事業についてであります。

これについては、事業内容については、福士委員がこの前質問いたしましたので分かりますが、その他の旧第五十九銀行本店本館の各事業の進捗状況はどのような状況なのか、広場も今年度完成ということですが、肝腎要の旧第五十九銀行のほうの進捗状況についてお聞かせください。

◎文化財課長（小山内 一仁） 旧第五十九銀行本店本館のほかの事業ということで、まず、平成30年度予算を令和元年度に繰越しして行っております防災設備工事は、貯水槽であったり、それからそれに伴う動力ポンプ、それから屋内消火栓の一部改修等を行う工事でございますが、こちらのほうは、年度内に完了する予定で今進んでおります。

それから、同じく令和元年度に繰越しして行うことになっております美装化工事でございます。

こちらのほうは、外周りのしっくいですとか、あと、屋根瓦の改修・補修等を行うものでございますが、こちらのほうは、今冬の記録的な暖冬の影響をちょっと受けまして、外部の足場仮設の施工がちょっと難しいという状況が続いたことから、工事全体に進捗の遅れが生じております。年度内の竣工がちょっと難しい状況にあることから、再度の繰越しをするために、県の教育委員会を通じて東北財務局と申請協議を今進めているところでございます。

それからもう一つは、去る12月議会の補正予算で御承認をいただきました空調設備と照明器具の増設等を行う設備改修工事でございますが、こちらのほうは、年度内に実施設計のほうに着手しまして、秋頃に着工、令和2年度中の完了を見込んでいるところでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 外装に関しては、美装化工事ですか、暖冬であれば雪の影響もなく順調に進むのではないかと思いましたが、やはり湿気とか、そういう関係でしょうか。

◎文化財課長（小山内 一仁） 今冬の暖冬の影響というのは、実は外周りのしっくい部分に関してが一番影響を受けているところでございます。

そもそも、しっくいというのが非常にデリケートなものであるというのは一戸委員も御存じのことかなとは思いますが、今回、季節外れの降雨で

ありますとか、あるいは屋根からの雪解け水が断続的に発生している状況で、外周りの足場に、雨であったり落水が跳ね返ってしっくいに付着すると。その水の付着したしっくいが、暖冬とはいえ、朝晩になりますと当然氷点下になりますので、それが凍って、逆にしっくいを傷めてしまうというようなことが想定されましたので、今回その施工をどうしても避けざるを得なくなってしまうというところでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 確かに、しっくいは乾燥が一番ですから、その点が一番問題になるわけですが、ならば、どうして冬期となったのですか。その理由は何なのでしょう。

◎文化財課長（小山内 一仁） そもそも、美装化工事自体が冬期間になったということでございますが、今年度、保存活用計画の策定も同時に進めておりまして、その改修等につきましては、保全活用計画に倣うような形で進めなければならないというのがまず一つでございます。

その保存活用計画の内容につきまして、県であったり、それから文化庁のほうとの協議に時間を要したこと、それから、保存計画の大筋が大体固まるまで工事のほうになかなか着手できないという事情があったものでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） それでは、計画が遅れた、県、文化庁との打合せが長引いたから保存計画が遅れたということですが、長引く理由は何だったのですか。

◎文化財課長（小山内 一仁） まず、文化庁との協議が長引いたということでございますが、今回の事業は、観光拠点形成重点支援事業と連携して行っております景観まちづくり刷新事業のほうで、平成30年5月に計画の見直しということで、国交省との調整に時間を要したこともございます。

それから、弘前市の景観まちづくり刷新事業計

画の方向性が定まった平成30年11月から保存活用計画の策定に着手したということで、着手自体も若干スタートが遅れたということもございます。

それから、保存活用計画の策定検討委員会につきましては、令和5年の3月まで、延べ3回の会議を開催しております、その後、文化庁との協議調整等を経て策定に至るというようなところから、スケジュール的にだんだん後ろ倒しになっていったというような事情がございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 今、言われて思い出しましたけれども、確かにいろいろあったので、変更があったのは確かですね。それは分かりました。

それで、また、百十何歳になる建物ですかね、明治三十何年、六、七年でしたか、それから118年ぐらい生きている建物です。現在、だんだん文化財も、材料もない、職人もいないという時代になりましたけれども、今回の青銀は、このしっくいのは地元の職人が手をかけることになるのですか。

◎文化財課長（小山内 一仁） 地元の職人が手をかける予定で進めておりました。

◎19番（一戸 兼一委員） 文化財として、建物のみを保存を考えるのではなくして、職人がどんどん減っています。多分、今のしっくいの職人が、地元にいるその人たちの年齢というのは相当高いはずで、ですから、材料と職人がなければどんな保存計画もうまくいかないわけで、その辺も考慮した文化財課であってほしいと思いますけれども、いずれにしても、今後の整備も含めて、遅れるとか、そういうことなるべくないようにしていただきたいですけれども、要望としては、100年もつしっくいですから、職人の尻をたたいて急がせることは決してないように。しっくいは乾燥が一番重要ということになりますので、その辺もしっかりと考えた工事完了をしていただき

たいと要望して終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎8番（木村 隆洋委員） 概要の113ページ、10款4項10目れんが倉庫美術館等管理運営事業についてお伺いいたします。

れんが倉庫美術館の館長は、決まっているのでしょうか。

◎吉野町緑地整備推進室長（西谷 慎吾） 美術館の館長につきましてですが、現在のところ、最終的な調整を行っているところでございまして、今日この場で、今ここではちょっと公表できる段階ではないということでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） その館長というのは、弘前芸術創造株式会社から提案があったものなのでしょうか。館長の候補というのは。

◎吉野町緑地整備推進室長（西谷 慎吾） 館長につきましては、PFI事業契約に基づきまして、事業者が選定し、市の承認を受けるということになっておりますが、今回、初めての公立美術館のスタートでもございますので、これにつきましては、市と事前の協議をしております、両方で話し合いを進めながら調整を図ってきたというところでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 最終的に、市の承認がないといけないということですが、もう開館まで1か月を切っている状況です。これは、いつまでに決めるのでしょうか。

◎吉野町緑地整備推進室長（西谷 慎吾） 木村委員おっしゃるとおり、もう開館まで間もないということでございますので、間もなく公表できると。市のほうでも承認ということになっておりますので、間もなく公表できるというところでござ

います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

◎14番（松橋 武史委員） 予算概要106ページ、管理費であります。

次年度から、小中学校でクーラーの設置がされることとなります。ここで、クーラーを設置されることでどれくらいの電気料が増額されるのか。はじけないのであれば、今年度の電気料と次年度の電気料の見込額の差額という形でお示しいただければと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 時間を止めて。

光熱水費を聞いているのだ。来年度の予算と光熱水費の差がどれくらいあるかということを知っているのだ。

時間を進めてください。

◎学務健康課長（菅野 洋） 電気使用量ということでお答えしたいと思います。平成30年度の小中学校の電気使用量が、料金として9944万円ほどになっております。令和2年度の予算として盛っていますが、小学校が8287万6000円、中学校が4815万4000円と、ちょっと端数はつきませんが、合わせて1億3103万円ほどを見込んでおります。

◎14番（松橋 武史委員） 差額であります。3200万円、3300万円程度でよろしいのか。御確認をさせていただきます。

◎学務健康課長（菅野 洋） 差額でありますけれども、今計算したところでは、3160万円ぐらいといったところになります。

◎14番（松橋 武史委員） この主なる原因、クーラーを設置して、クーラーを動かす時期というのは限られた日数だと思われ。限られた日数の中で3160万円上がるということは、相当な増額だと思われ。この主な原因について御確認させていただきます。

◎学校整備課長（三上 善仁） まず、電気料金については、デマンドといたしまして、基本料金がございます。こちらのほうは、12か月以内の一番高い電気料を使った場合における基本料金ということになりますので、現在は冬場の暖房の時期にデマンド値が来ているわけなのですけれども、それが夏場にエアコンを使うことによって、夏場に高い基本料金になると。それが1年間続くということから、恐らく基本料金プラス電気使用量という形で4000万円を試算しているものです。

◎14番（松橋 武史委員） そうですね、基本料金の契約の仕方です。これは全国各地の小中学校でこのような例が起きるのです。そうすると、電力会社に入る金というのは相当な額です。基本料金が上がるだけで、弘前市の学校だけで3160万円、全国の小中学校だと相当な額になります。

ですので、私が言いたいのは、相手側との契約の仕方をいま一度交渉するべきだと考えておりますので、御提言して終わります。

次に……これで終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎15番（今泉 昌一委員） まず、10款4項8

目市民会館費でございます。

前にも質問が出ていたようですが、今回、直営でやると。予算を見ますと、昨年度よりも、8目市民会館費が約5500万円の増額になっていると。それに対して、先般の答弁の中では、いやいや、歳入で使用料収入が3600万円入ってくるのだよというふうなお話でしたが、差し引いても約1900万円の支出が前年度より増えるわけですが、この1900万円増えるのは大体どんな内容ですか。どの分、何費というところで増えるのですか。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） 市民会館直営に係る費用が増えるという御質問でございます。

委員がおっしゃったとおり、約1億3000万円程度になるのですが、直営の場合、市の職員が市民会館で管理運営を行うということから、市の職員の給与の分が約2000万円程度高くなると推定しております。

◎15番（今泉 昌一委員） 今の答弁だけ聞けば、民間で働くよりも、市の職員のほうがそれだけ給与が高いとも聞こえなくもないのですが、主に給与の部分だということでございますね。

それでは、この中で一番金額が張っているのが業務委託料ということなのです。先般、私、厚生常任委員会をちらっと傍聴しましたら、約23の委託する業務があるということでしたけれども、その23の中で、特に金額の多いものを三つ挙げていただけますか。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） 委託料の中で金額が多いものを三つということでございます。

想定しているのは、清掃業務委託、舞台の照明とか音響とかそういうものと、冷暖房のボイラーのほうで暖房、冷房をやっておりますので、その熱管理の業務ということで、その三つが高い業務でございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 今、出ました舞台の、いわゆる照明ですとか音響ですとかは、多分

ほかの清掃ですとか機械の設備というのは大概の公共施設でも同じなのでしょうけれども、市民会館、あるいは文化センター独特の業務というのは、舞台でございますよね。これも4月1日から新たな体制でスタートすると。これまでは、指定管理者の中に舞台を運営する会社も共同事業体で入っていてやっていたのですが、これも4月1日からスタートするに当たって、舞台の業務は、先般の厚生常任委員会では、まだ決まっていなかったような話をされておりましたが、これについてはどのように考えておりますでしょうか。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） 舞台の業務委託ということでございます。

今、委員の皆様方に新年度予算について御審議いただいております。議会のほうで新年度予算が御承認された際に、速やかに業務委託の契約を結ぶ準備を今しているところでありまして、その業務につきましても、4月1日からできるようにということで仕様書のほうには記載をしております。

◎15番（今泉 昌一委員） もう一つ、いわゆる企画の分野というのは、多分今まで、例えば先般の12月議会の議論の中でも、自主事業がいいはんで、あっちへやったのだとかというふうな議論も出ておりました。

確かに、今まで指定管理にするということは、民間のそういう企画力ですとか、いろいろなネットワークを使った目新しい運営というのを期待していたと思うのですが、企画という部分については、これはあくまで市が直営でやるということなのではないでしょうか。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） 企画運営につきましては、市の直営で行うことと想定しております。

◎15番（今泉 昌一委員） それで、私どうしても理解できないことが一つあるのですよ。最後

に、批判しようとか、文句つけようとかではなく、素直に教えていただきたいのですけれども、結局1900万円もほかの予算が、例えば蒔苗委員が先般、農林業予算が少なくなったとか、みんなあちこちから声が聞こえてきて、そういう中で1900万円も増額してまで直営でやろうとした理由です。

一般質問でも、あるいは厚生常任委員会でも、訴訟リスクという話をされておりましたね。訴訟リスクがあるので直営でやるのが一番いいと。

私ちょっとそこが、それが駄目だというのではなくて理解できないのが、その訴訟というのは、誰が、誰に対して、どんなことを、どんな理由で訴訟を起こされると。リスクがあると感じているのであれば、どんなリスクを感じておられるのか教えてください。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） ただいまの訴訟についてという御質問でございます。

まず、令和元年第3回定例会においての議決を受けまして、市では、指定管理者の候補者になった者に対して、弘前市指定管理者不指定通知書を送付しております。そこには、教示といたしまして、不指定処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができると明記されております。

候補者が不指定の処分をした市に対して、処分の取消しを求めて訴訟を提起する可能性がまず考えられます。そして、その請求が認められた場合、市では、再び候補者を新たな指定管理者として、指定議案を議会へ提案することが想定されません。

以上のことから、令和2年度以降の管理方法として、一般質問でも答弁したのですが、指定期間の延長をした場合、現指定管理者の指定期間が途中で打ち切られる可能性があり、その場合、現指定管理者や指定管理者が業務を再委託している業

者にまで新たな損害が発生するということから、その損害により訴訟へ発展することを想定し、訴訟リスクとして表現したものでございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 分かりました。

これは、ではこれまでに、ここでとどめておきたいと思います。

次に、文化センターの整備費のことでございます。10款4項6目文化会館費。

これも、昨日、おととい、金曜日でしたか、木村委員が質問しましたので、大概分かりました。私は単刀直入に聞きます。

工事期間は2年間。数年前に市民会館を改修しましたよね。その当時ですら、市民会館のほうが築年数が古いのですよ。市民会館は1,300ある座席を全部取り替えて、反響板、音響板にも手をつけたでしょう。それから、オーケストラピットにも手を加えましたよね。楽屋のほうにはエレベーターも新設した。そのくらいの工事をやって市民会館が1年で終わったのに、なぜ今回の文化センターは2年もかかるのか、私にはどうしても分からないので教えてください。

◎市民生活部理事（加藤 裕敏） まず、市民会館と文化センターの規模の違いについて御説明申し上げます。

両方の規模につきましては、市民会館の延べ面積がおおよそ5,593平米に対しまして、文化センターが6,806平米と1,200平米ほど文化センターのほうが広がっております。また、文化センターにつきましては、ホールのほか、第2会議室などの会議室や実習室、プラネタリウムなどを備えております。建物の規模といたしましても、また備えている機能といたしましても、市民会館と比較し、文化センターのほうが一回り大きいものと考えております。

また、休館期間でございます。一応2年とした理由につきましては、工事期間を約18か月、前後

に3か月ずつの合わせて24か月と想定しているものです。

工事期間につきましては、近年、作業員や資材の不足に伴い工期が延びる傾向にあることと、石綿を含む製品の除去にかかる期間などを勘案し、長めに想定しているものでございます。

前後の準備といたしましては、工事着手前は現在使用している備品や保管している文書等の運び出しなどを、工事完成後は、備品の搬入や開館に向けた準備作業に要する期間と想定しております。

工事期間を含めまして、休館期間につきましては、先日開催いたしました事業説明会におきましても短縮を望む声が多かったことから、関係各課と検討を重ねて、休館期間の短縮を図ってまいりたいと考えております。

◎15番(今泉 昌一委員) 規模は、1.1倍か、1.2倍大きい。でも工期が2倍というのがちょっと私はまだ理解できないのと、やっている工事の内容が、先般の木村委員に対する答弁では、配管設備だ、バリアフリー化だ、石綿撤去だという話で、躯体全体に手をかけるわけではない。

そうなった場合に、本当に市民会館と比べて、この工期がどうなのかということは、やはりもう少し詳しい説明が必要だろうと思います。

何よりも、今、理事が自らお話ししていただきましたように、私も先般の説明会には出席しました。そうしたら、やっぱりあそこをふだんから使っている文化団体の人たち、市民団体の人たちからも、やっぱり期間が長いという声がたくさん出ておりました。

ちょっとだけ横道にそれるかもしれませんが、金曜日でしたか、宮本委員が、弘前は文化都市だと。全くそのとおりなのです。変な話、農業都市は全国にいっぱいあります。観光都市もいっぱい

あります。このあたりでも、弘前が、北東北の中で本当に優れているオンリーワンの資質というのは、文化都市ということだと思っておりますよ。その文化というのは、もちろん文化財がたくさんあるとか、歴史が古いか、町並みがあるとかということもそうだけれども、いろいろな文化活動を行っている市民がたくさんいるということなのです。絵でも、写真でも、書道でも、俳句でも、川柳でも。文化センターは、その方々の活動拠点という大事な役割を担っております。

去年は、唐突に市民参画センターを閉めました。あれで、本当に、「わいは、今度どこさ行けばいいんだべ」といった市民活動の人たちはたくさんいます。今回また文化センターを改修する。これは仕方がないにしても、2年も休む。

私は、本当に、市民ファースト、市民目線ということなのであれば、そういう市民の皆様への活動拠点に対して、ぜひ配慮していただきたい。そのためにも、工期の短縮ということを本当に心から要望いたします。

続いて、代替施設の件でございます。これも木村委員が質問しました。私も2月29日でしたか、説明会に行きました。

はるか夢球場の会議室を使えばいい、武道館にも会議室はある、ホールに至っては平川にもある、五所川原のオルテンシアでもいい、大館にもあるというふうな資料が出ていましたけれども、ちょっとね、それはあんまりかなと。

まして、それらのそういう施設がある情報を流すというだけで、別にあっせんするとか、そういうことではない。ただそういう施設がありますよという情報を流すだけなのです。市がやろうとしているのは。

◎市民生活部理事(加藤 裕敏) 代替施設についてでございます。

代替施設に関する御相談について、担当する所

管課のほうで対応してまいりたいと考えております。代替施設として想定している施設の各部屋の使用料や面積、使用できる備品などを収集し、今後、使用目的に合った代替施設について御提案したいと考えております。

なお、各施設の御利用に当たっての手續につきましては、各自で行っていただくものと考えております。

◎15番（今泉 昌一委員） あまり親切にも聞こえないのですけれども。とにかく、文化センターが閉まるはんで、せば、はるか夢球場が空いていますという紹介が本当に親切なものか。

やっぱり車がない、公共交通に頼らなければいけないという方々がたくさんいて、文化センターだと、近くに100円バスの停留所もあるし、あるいはサークルが終わった後、ちょこっとお茶でも飲みましようか、御飯でも食べましようかという立地環境にもある、それがなくなった。2年間も、せば、これを紹介するはんで、あっちを紹介する、こっちを探すだけでは、私は不親切なような気がするのです。そこはきっちりと相談に乗ってあげていただきたい。

一つ提案なのですけれども、物理的に、財政的にできる・できないは別にして、私が勝手に思いついてしゃべっているだけですから。例えば、私が今すぐ頭に浮かぶのは、図書館の会議室、視聴覚室は稼働率が低い、ああいうところを新たに民間に貸し出すことはできないのか。

それから、一大小学校の跡地、この間も問題になっていましたけれども、つい数年前まで市の出先機関が入っていたりしたことがございました。そういうところを、例えば文化センターが休館期間中だけでも貸し出すことができないのか。

あるいはもっと言えば、これもできるかどうかは別にして、中心商店街の空き店舗が問題になっていましたが、中心商店街の空き店舗を文化セン

ターが休館期間中だけでも、市が借り上げてそういう市民のサークルに貸すことができないのかといった様々な方法が多分考えられると思うのですよ。条例改正が伴うかもしれない、財政的にどうのこうのとあるかもしれないけれども、ぜひそこまで考えて、やはり2年間もさまよわなければいけない、流浪の民になる、市の文化施設、文化都市弘前を支える文化に親しむ人たちのことを考えてやっていただきたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎3番（坂本 崇委員） 私のほうからは、概要の115ページ、一番上の段です。聖火リレー開催事業について質問いたします。

これを見ますと、オリンピック聖火リレー出発式とパラリンピック聖火フェスティバルの委託料が記載されております。この概要について御答弁をお願いいたします。

◎文化スポーツ課参事（柴田 幸博） それでは、東京2020オリンピック聖火リレーの概要と、青森県のパラリンピック聖火フェスティバルの概要についてお答えいたします。

初めに、東京2020オリンピック聖火リレーの概要につきましてでございますが、全国的には、3月26日に福島県を出発して7月24日まで、121日間で47都道府県を回ります。本県は、6月11日と12日の2日間実施することとしており、10市4町村で実施されます。

本市は6月11日、本県の第1区間、要はスタートとして実施する予定でありまして、コースとしましてちょっと説明しますと、本丸から下乗橋、東内門、東門を通り、文化センター前に出て濠沿いに進み、桜大通り、一番町、下土手町、中土手町、土手町交差点を左折し、代官町を進み、みちのく銀行弘前営業部交差点を右折し、駅前に進み、並木通り交差点が終点というふうになりま

す。

全長が約2.6キロ、13人のランナーでつなぎ、1人当たりの走行は200メートル程度でございます。当市は第1日目のスタートということで、9時45分から本丸で出発式を行います。聖火リレーのスタートは10時15分を予定しております。

次に、ランナーでございますが、都道府県実行委員会及びスポンサー企業4社が推薦し、推薦、公募により選出しております。県内は、約180名のランナーでつなぎます。聖火ランナーは、一部の方を除き、現時点では公表されておられません。

予算措置の状況であります。聖火リレーに要する経費として、621万9000円を計上しております。

次に、パラリンピック聖火フェスティバルであります。全国各地で行われる東京2020パラリンピックを応援するための採火イベントや学校や病院、パラリンピックゆかりの地などへ聖火訪問のイベント、聖火ビジットなどを総称して聖火フェスティバルと呼びます。

本県では、8月16日に県内7町村が独自の方法により採火を行い、国指定特別史跡三内丸山遺跡で集火を行い、翌17日、11市町村で聖火ビジットを行い、三沢市にあります県立航空科学館大空ひろばから、青森県の聖火が出立して東京へ向かいます。

本市では、史跡大森勝山遺跡において、市内小中学校及び特別支援学校の児童生徒が縄文服を着用して、舞hiri式火起こし器を使い、火起こしを行い、ランタンに火を移して、なお、聖火ビジットの内容につきましては、現在調整中でございます。

予算措置の状況であります。聖火フェスティバルに要する経費として、195万8000円を計上しております。

◎3番（坂本 崇委員） ありがとうございます

す。

今、オリンピック聖火リレーのランナー、一部を除いてまだ公表されていないということなのですが、いつ頃公表になるか、お分かりでしたらお知らせください。

◎文化スポーツ課参事（柴田 幸博） ランナーでございますが、組織委員会のほうから公表になりますので、その時期については定かではございません。

◎3番（坂本 崇委員） 聖火リレーのコースについては、たしか、前に新聞にも掲載されていたかと思うのですが、そういったものをこれからも一般の人に対して説明することですとか、あと、私も前回の東京オリンピックのちょうど後に生まれた世代でして、すごく今回のを楽しみにしているのですが、これからの若い人たち、子供たちにとっては一生に一度と言っているほどのイベントであると思います。

そういった意味で、機運醸成というか、それはどういうものを考えているのかお聞かせいただければと思います。

◎文化スポーツ課参事（柴田 幸博） 市民への説明会ということでございます。

現在の状況でございますので、変更ありかもしれません。ルート沿線の市民の皆様に対しましては、4月13日月曜日、午後6時から、ヒロロ4階市民文化交流館ホールにおいて、県実行委員会の主催で住民説明会を開催し、交通規制等への協力などについて説明する予定であります。

また、広報ひろさき5月1日号において、聖火リレーのPR記事を掲載するとともに、5月中旬をめどに、県内全走行ルートの交通規制情報やセレモニーに関する周知パンフレットを毎戸に配布するという事としております。

また、さらなる機運醸成を図るため、走行ルートを中心に商店街の協力を得ながら、東京2020組

織委員会公式デザインののぼり旗や横断幕を掲示するという事も考えております。

東京2020聖火リレーは、市民、特に未来を担う子供たちにとって、世界的な祭典を身近に感じられるまたとない機会ということであるとの思いから、市教育委員会や校長会を通じて、市内全ての小中学校に対して、授業や学校行事として当日、沿道での応援について呼びかけしております。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、いっぱいあるのですけれども、まず概要の104ページ、10款1項4目帰国・外国人児童生徒日本語指導支援事業ということで、令和2年度の予算が約600万円弱増えておりますけれども、今までの実績等をまず教えていただきたいと思っております。

◎教育センター所長(三上 文章) 日本語指導支援員の今までの状況ということでございますけれども、令和元年度の実施状況でお話いたしますと、対象校が5校となっております。

小学校4校、中学校1校に対しまして、総支援時間として4,375時間、そして在籍数でございまして、子供の数ですが7名ということで、それぞれネパールでありますとか、フィリピン、モンゴル、ベトナム、中国等々の国からやってきた児童生徒でございまして。

また、支援員でございまして、その子供たちに対しまして5名というところで、男性1名、女性4名で対応してございました。子供たちのそれぞれの日本語の状況に応じて、必要な時間を子供たちに支援をしていただいているというところが現状でございまして。

◎2番(成田 大介委員) 私、これを何で聞かかといえ、七、八年前にフィリピンから日本に来るという子供がおられまして、親はもう先に弘前にいたのですけれども、当時、帰国の日が決まってから、学習センターのほうではないと思うのですが、教育委員会のほうに行ったのですけれ

ども、なかなか返答が来ないというようなことで私のところに相談に来たときがあったのです。たまたまそのときに、教育委員会に私の中学校の恩師がおりまして、その方を介して相談したところ、学習センターにあるのだというようなことが初めて分かったというような経緯がございました。

予算なのですけれども、600万円弱を令和2年度に取るということで、これは、帰国してくるような方が増えたとか、何かそういう事情があるのでしょうか。職員の給料が増えたとか。

◎教育センター所長(三上 文章) 先ほどお話を申し上げましたように、支援員に至りましては、それぞれの子供の日本語の能力に応じた支援というところで現在までは行わせていただいております。

そういう意味では、少し時間が不足かなというところもございまして、このたびの会計年度任用職員への変更というところで、週30時間の勤務が可能になったというところから、予算が増えたものと認識しております。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

いずれにしても、日本外から来るということは、やはり不安もたくさんあると思っておりますので、その辺の相談窓口の徹底というのは、今後さらにしていただきたいと思いますと思っております。

そして、2点目でございまして。

概要の106ページ、10款2項3目、10款3項3目、小・中学校トイレ改修事業でございまして。

実は私、前回の一般質問の後の委員会におきまして、ちょっと中途半端に終わったのもう1回聞きたいのですけれども、これ間違いなく一戸委員への市長答弁で、市長が小中学校の大規模な洋式化を令和2年度で完了させるということと言っ

ております。これ、私は議事録でも確認したのですけれども、来年度の予定をもう一度教えてください。

◎学校整備課長（三上 善仁） 小中学校のトイレ環境の改善を図るための整備ということでございます。

こちらは、国の補助事業を活用いたしまして全面改修及び洋式化ということで、106ページに記載の1小学校、7中学校でございますが、南中学校、東中学校、裾野中学校、東目屋中学校については全面改修ということと、残りにつきましては洋式化ということで、来年度をもって現計画での整備が完了するというものでございます。

◎2番（成田 大介委員） 議事録の中でも出ているのです。小中学校の大規模な洋式化を令和2年度で完了させると言い切っているのです。この議場で話をしていることなのです。市長にそういう答弁をさせたとすれば、大変なことだと思うのですけれども、やれるのですか・やれないのですか。別に水かけ論をする気持ちはないのです。やれないのであれば、やれないと言っていただければそれでいいと思うのですけれども。

それで、きょう私、資料請求していましたよね、学校整備課長に。資料請求を先週の頭から。今日ですよ、これが来たのは。

答弁をお願いします。

◎学校整備課長（三上 善仁） 資料のほうは、木曜日に入れたかと思っていましたけれども。遅くなったとすれば、申し訳ございませんでした。

◎2番（成田 大介委員） 別に、資料のことを言ってくれということではなくて。

では、大規模改修はできないということなのです。来年度では終わらないということで、よろしいのですね。

◎学校整備課長（三上 善仁） トイレ環境は、改善を図るための全面改修と洋式化は、来年度で

終了いたします……大規模改修と言っているのが、ちょっと何のことを指しているのかよく分からないのですが。トイレ以外の大規模改修のこともおっしゃっていますか。

◎2番（成田 大介委員） 課長、いいです。多分、今ここで答えは出てこないで、議事録を見直してください。削除するなり、何なりしたほうがいいと思います。その中に全て載っていますので、インターネットの録画中継でも言っていますので、そこをもう一度ちゃんと確認していただいて、どうするかということをもたお知らせいただきたいと思っております。

次が、概要の116ページ、10款5項4目でございます。

学校給食センター調理等業務委託料ということでございますけれども、今コロナウイルスの関連で給食センターも止まっているかと思いますが、今後、今いる職員の方であったり、パートの方とか、そういう方は今どのようにされているのか。

◎学務健康課長（菅野 洋） 今、調理業務につきましては、3月3日から給食が停止しておりますので、委託業務従事者のうち、一部事務職員等は出勤しておりますが、多くの調理員はセンター内や食器類及び厨房機器等の清掃を行った後、休業に入っております。

また、配送業務につきましては、3月3日から全ての運転業務従事者が休業に入っているところですよ。

◎2番（成田 大介委員） 給食センターは、例えば今後、恐らく春休みが終わるまでちょっとまだ見通しが立たない状態だとは思いますが、今後どのような稼働をしていくのかという、何か見通しがあればお聞かせください。

◎学務健康課長（菅野 洋） 4月の新学期が始まる前から稼働していくことになると思います。

◎2番(成田 大介委員) すみません、ちょっと次の質問につなげるのに聞きたいのですが、給食センターの稼働というのは、例えば全生徒の半分の食事を準備するとかというような稼働の仕方もできるものなのですか。

◎学務健康課長(菅野 洋) 結論だけ話しますと、そういうことはできます。

◎2番(成田 大介委員) ありがとうございます。

それを踏まえて、最後、予算説明書の151ページ、153ページの小学校、中学校の学校管理費ということで、この間、越委員も説明していましたが、まず、当初の弘前市の教育委員会として、3月15日まで一度休校をするというような決断は、本当に英断だと思っております。

それを踏まえまして、結果、春休みまで休校ということになったのでございますけれども、教育委員会の来年度からの方向性というものがあれば教えてください。

◎教育部長(鳴海 誠) 臨時休業をこの先どうするのかというふうな理解でよろしいかと思っておりますけれども、当面、3月25日までは臨時休業と。そこで、実質、春期休業、春休みにタッチはするのですが、春休みの過ごし方としましても、制限をかけずに春休みを過ごしていただくか、ある程度、一定の予防対策が必要なのかといった点も、来週になりますけれども、来週早々にでも、教育委員会のほうでしっかり状況を見極めながら、その辺は整理をして、方向性を出していきたいというふうに考えてございます。

◎2番(成田 大介委員) たしか、この間、校長会か何かの後に、休みの日に週に1回程度でも児童生徒を出してくださいというような、これは指示になるのか、お願いになるのか、ちょっとそこは分からないのですが、各学校ごとにとというようなことで、地元の小学校においても、あ

した、一斉登校するというようなことでございます。

もちろん登校できる場面が久しぶりにあることで、子供はすごく喜んでいるのですが、ただ、クラスター感染したらいけないとか、やっぱりそういう状況において、これはやはり、しっかりと分散登校するとか、全児童がそこに行くということではなくて、分散登校するとかということを考えていかなければいけないということも思うのですが、その辺は議論されたのでしょうか。

◎教育部長(鳴海 誠) まず、出校日の件でございますけれども、教育委員会では、出校しなければならないというふうな指示ということではなくて、あくまでも学校の規模ですとか、様々な状況がありますので、学校の判断に応じて出校日を週に1ないし2日設定することができるということで裁量権を持たせた形での運用というふうなことでございます。

それから、出校に当たっては、委員おっしゃるように、クラスターというのが怖いので、予防、換気というのはもちろんですが、時間をずらすですとか、学年ごとですとか、低学年・中学年・高学年というふうなブロック別ですとか、あるいは一度に集めてしまわないで、各教室にいていただいて、それで校長先生が放送で話しかけるとか、様々なやり方があると思います。そういう工夫もぜひ学校のほうにお願いしたいということで、併せてお願いをさせていただきます。

◎2番(成田 大介委員) 実は、先日の越委員に対する答弁を聞いていても、ほとんどニュースで見ているのとまず同じ言葉が出てきているだけなのです。そういう意味では、やっぱり教育委員会のほうでしっかりその辺は指導をしていく。何かあったときには、各校長にお任せしますではなくて、やはりこういう方針でいきたいと思います、こういう方向性でいきたいと思いますというようなこと

をちゃんとおっしゃっていただきたいなど、本当にそのように思っております。

やっぱり子供たちは、喪失感であったり、そういうものを非常に今持っている時期でありますので、最後、意見で終わりますけれども、分散登校を、例えば1日置きでもいい、クラスの半分ずつ1日置きに机を離して、登校をして、また給食センターもちゃんと稼働していく、半分の量ではあるけれども、給食も食べさせるとか、そういうようなところも考えていっていただきたいなどお願い申し上げます。

◎学務健康課長（菅野 洋） 先ほどの答弁の中で、給食が、一部の学校とか半分とか、出せるかということでしたが、それはできますけれども、下限というのがありまして、大きい釜の中にちょこっとだけ作るというのはできませんので、一応400食以上というところだけ追加いたします。すみませんでした。

◎文化スポーツ課参事（柴田 幸博） 先ほど坂本委員に答弁した内容で、一部訂正をお願いします。

聖火フェスティバルの採火につきまして、先ほど、私、県内7町村というふうに申し上げましたが、県内7市町でございます。大変申し訳ございませんでした。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 予算書の166ページ、5項1目12節委託料の学校スキー実技指導研究業務委託料の内容についてお知らせください。

◎委員長（工藤 光志委員） 答弁……時間を止めて。

時間を動かしてください。

◎学校指導課長（横山 晴彦） 申し訳ございませんでした。学校スキー実技指導研究事業委託料ということですが、小学校の先生が主に対象なのですけれども、小教研の体育研究会に委託

して、スキーの実技の研修会を行っているというものでございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 近年、女性の教諭が大変増えているというふうに伺っております。その中で、体育指導、技術指導があまり得意ではなくて、外部から指導を行っているというようにお話、マット運動もしかりなのですが、スキーの技術に関しては、女性教諭でもきちっと子供たちに指導ができると認められる先生方は大体何人ぐらいいらっしゃいますかね。

◎学校指導課長（横山 晴彦） 申し訳ございませんが、確かな数字はちょっと現時点で把握してございませんでした。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 授業の流れを見ますと、子供たちにスキーを履かせ、そしてグレンデに行って、上り方を教えて、子供たちよりも技術的には劣るというような教諭もいるように見受けられます。

そういった観点からすると、先生に技術を教えてもらうよりも、外部の指導者に教えていただいたほうが子供たちにとってみればいいのかというふうに思うのですが、その検討はされておりますか。

◎学校指導課長（横山 晴彦） 授業の中に地域の人材を活用するという授業がございまして、その中で、学校が適任という方に講師を依頼して、授業を手伝っていただいているという事例はございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 雪国ですから、雪を敵にしないで味方にするという意味からすると、子供たちが雪に小さい頃から親しむということは大変大事なことでございますが、部活動においても、中学校においては、外部からの指導者というのも予算が張りついているわけですから、しっかりそのところの女性教諭——男性教諭でも乗れない方はいらっしゃいますが、そういった

ことをきちんと把握して、学校長の判断の下に外部からの指導が可能になるように御配慮いただきたいというふうに思います。

次に、概要書109ページ、4項2目大石武学流庭園調査事業であります。3分の1ほどに削られております。この事業概要をお願いいたします。

◎文化財課主幹（小石川 透） 大石武学流庭園調査活用事業の内容につきましてですけれども、これまで市内にごぞいます大石武学流の名勝庭園の指定を目指して調査などの経費を盛り込んでおりましたが、令和2年度につきましては、一通り、調査が一段落いたしましたので、今後の活用に向けまして外部の有識者などを指導に招くとか、そういった旅費などを計上しているところをごぞいます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） これは津軽独特のもので、世界に誇れるものをごぞいますから、ぜひ観光資源として磨きをかけて、つなげていきたいというふうに御意見を申し上げて終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） これをもって、10款教育費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、11款災害復旧費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（本宮 裕貴） それでは、11款災害復旧費の予算につきまして御説明申し上げます。

173ページをお開き願います。

1項災害復旧費1目農業用施設災害復旧対策費の200万円は、災害が発生した場合の農地及び農業用施設等の復旧に要する経費を計上したものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄浪会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、11款災害復旧費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、12款公債費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 173ページの12款公債費の予算について御説明申し上げます。

12款公債費は、長期債元金償還金、長期債利子、一時借入金利子でありまして、82億520万6000円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、12款公債費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、13款予備費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 173ページの13款予備費の予算について御説明申し上げます。

13款予備費は、予算外及び予算超過の支出に充てようとするもので、5000万円を計上しております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、13款予備費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、一般会計歳入に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 一般会計歳入について御説明申し上げます。

18ページをお開き願います。

1 款市税 1 項市民税 1 目個人市民税は、71億7880万6000円となっております。

2 目法人市民税は、9億3868万3000円となっております。

2 項固定資産税 1 目固定資産税は、89億6359万

4000円となっております。

2目国有資産等所在市交付金は、3994万4000円となっております。

3項軽自動車税1目軽自動車税は、684万6000円となっております。

2目環境性能割は、1192万3000円となっております。

3目種別割は、税制改正により軽自動車税から名称変更されたもので、5億1908万4000円となっております。

19ページの4項市たばこ税は、12億1477万1000円となっております。

5項入湯税は、1053万2000円となっております。

6項都市計画税は8億2241万1000円となっております。

2款地方譲与税1項地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の一部が市町村に譲与されるもので、1億5200万円となっております。

20ページをお開き願います。

2項自動車重量譲与税は、自動車重量税の一部が市町村に譲与されるもので、4億2100万円となっております。

3項森林環境譲与税は、森林環境税相当額の一部が市町村に譲与されるもので、2800万円となっております。

3款利子割交付金は、預金利子等に課税される県税の一部が市町村に交付されるもので、2100万円となっております。

4款配当割交付金は、一定の上場株式等の配当に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、3200万円となっております。

21ページの5款株式等譲渡所得割交付金は、株式等の譲渡による所得に係る県税の一部が市町村に交付されるもので、1700万円となっております。

6款法人事業税交付金は、法人事業税の一部が市町村に交付される制度として、税制改正により新たに創設された交付金で、1億1600万円となっております。

7款地方消費税交付金は、地方消費税の一部が市町村に交付されるもので、41億2700万円となっております。

8款ゴルフ場利用税交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、500万円となっております。

22ページをお開き願います。

9款環境性能割交付金は、県税の一部が市町村に交付されるもので、5100万円となっております。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する固定資産の価格及び市町村の財政状況等を考慮して、当該施設等が所在する市町村に交付されるもので、30万円となっております。

11款地方特例交付金は、住宅借入金等特別税額控除などによる減収分を補填するため交付されるもので、1億1800万円となっております。

12款地方交付税は、国税の一部が市町村の財政力などに応じて交付されるもので、188億4000万円となっております。

23ページの13款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一部が市町村に交付されるもので、2500万円となっております。

14款分担金及び負担金は、歳出予算に計上されている事業ごとにそれぞれ所定の率により算出したもので1項分担金に2204万7000円、23ページから24ページの2項負担金に3億3874万円を計上しております。

15款使用料及び手数料は、条例に基づきそれぞれ算出したもので、24ページから28ページの1項使用料に11億7320万6000円、29ページから31ペー

ジの2項手数料に1億2156万7000円を計上しております。

16款国庫支出金は、歳出予算に計上されている各事業に対応する基準により算出したもので、31ページから32ページの1項国庫負担金に129億9456万円、32ページから34ページの2項国庫補助金に19億6587万円、34ページから35ページの3項委託金に4606万円を計上しております。

17款県支出金は、国庫支出金と同様に、各事業に対応する基準により算出したもので、35ページから36ページの1項県負担金に43億6937万3000円、36ページから39ページの2項県補助金に10億880万2000円、39ページから40ページの3項委託金に5億7512万8000円を計上しております。

18款財産収入は、市が所有する財産の貸付け、売払いなどによる収入を見込計上したもので、1項財産運用収入に4524万9000円、41ページの2項財産売払収入に1868万7000円を計上しております。

19款寄附金は、ふるさと納税寄附金などを見込計上したもので、3億2211万5000円となっております。

41ページから42ページの20款繰入金1項基金繰入金は、各基金からの繰入れを予定しているもので、16億8464万4000円となっております。

43ページの21款繰越金は1億円となっております。

22款諸収入は、他に属さない各種の収入をこの款に見込んだもので、1項延滞金、加算金及び過料に2416万1000円、2項市預金利子に20万円、43ページから44ページの3項貸付金元利収入に12億7910万7000円、45ページの4項受託事業収入に1億971万7000円、45ページから46ページの5項雑入に12億8687万3000円を計上しております。

46ページから49ページの23款市債は、建設事業等を実施するため、その財源として借入れを予定

している長期債のほか、地方交付税の国の財源不足分を補填する臨時財政対策債で、63億3400万円となっております。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 歳入に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、滄洸会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番（竹内 博之委員） 私から、基金の残高についてちょっとお伺いしたいのですけれども、ページで言えば、41ページの繰入金のところが関連すると思うのですけれども、概要書のほうが分かりやすいですね、すみません、概要書の12ページの基金の現在高というところで、合計を見ても、この4年間で30%以上減少していますよね。

私、中期財政計画を見てみても、大分見通しの乖離もあって、これは通告していなかったのが細かいところというのはなかなかあれだと思うのですけれども、今の基金の現在高に関して、どういう認識を持っているのかということと、あと、この中期財政計画との乖離というのも、理由を書いていますけれども、やっぱりどこかのタイミングで説明が必要になると思うのですけれどもいかがでしょうか。

◎財政課長（岩崎 文彦） 基金の現在高に対する御質問でございます。

令和2年度末の基金現在高の見込みですけれども、約65億2000万円程度というふうなことになってございます。平成30年度末と比較すると大きく減少しているということでございます。令和元年度以降の現在高の予算上の見込みとなっておりますので、決算の時点では、もう少し回復するもの

というふうには見込んでございます。

これから一般財源、自主財源というのがなかなか厳しくなってくると、歳入が厳しくなってくると、やはり基金を崩して対応していく必要が出てくるというふうには認識してございます。

◎15番（今泉 昌一委員） 歳入のところ、法人市民税のことをちょっとお伺いしたいと思えます。

法人市民税が大幅に少なくなっておりました。このことをちらっと尋ねましたら、昨年10月ですか、税制改革があって、国に一旦納められたものがまた再度、今度は地方に返ってくるから大丈夫だよというふうな答弁だったのですが、ちょっとその辺の仕組みを、具体的に予算書で数字を挙げて教えていただけませんか。つまり、2億8000万円減っているものが、実際どこの項目に、どのような形で国から交付されているのか。

◎市民税課長（白取 靖夫） 法人市民税につきましてお答えいたします。

2億8700万円余、令和元年度に比べて減額となっておりますけれども、理由としましては大きく二つありまして、経済状況、景気動向を見通して令和2年度は、令和元年度の最終調定見込みに対して91.2%と見込んだことがまず一つ、それからもう一つは、委員おっしゃったように、12.1%から8.4%になったという部分もございまして。

それで、この12.1%が8.4%と、3.7%引下げになっているわけでございますけれども、これに関しましては、地方法人税というものに算入されてまいりまして、国税でございますけれども、この地方法人税というのは、結局、全額、地方交付税の原資になるものでございまして、交付税の不交付団体というものもありますので、それも考えますと、むしろ若干増収となるものだと。

ただ、最初に言いましたように、経済状況により91.2%、つまり8.8%ほど令和2年度は減と見

込んでおりますが、これの分としましては、減のままと申しましょうか、補填するものはないということになります。

◎15番（今泉 昌一委員） お伺いしたかったのが、その91.何%ですか、要は、税制改革によって、当初予算上、減っている分とは別に、いわゆる景気が思わしくない、市内の経済が停滞しているがための減収分というのが10%近くあるということを見込んでいるということ。

それを確認できましたら、それ以下につきましては、6月以降の一般質問でまた商工のほうとかにお尋ねしたいと思いますので、ありがとうございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、一般会計歳入に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。

議案第8号に対して御意見ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 日本共産党の越明男です。

私は、会派日本共産党を代表して、議案第8号

令和2年度弘前市一般会計予算について、反対の立場で意見を述べ、討論を行います。

昨年に続き、私どもは櫻田市長の政治姿勢を批判・分析をして、本議案に反対であることをまず表明いたします。

第一に指摘したいのは、地方自治法の目的にある「住民の福祉の増進に努める」部分をめぐってであります。

市長就任時にはあったものの、その後の所信表明にはなく、今年も触れずじまい。この点の真相を求めましたが、「変わらずに持ち続けている信念」と市長は答弁しました。であるならば、消去の理由は見当たりませんし、来年からは、しっかりと所信表明で触れるべきと述べておきます。

次に指摘したいのは、広域連携をめぐってであります。

圏域行政、定住自立圏構想などは、弘前市を中心都市と規定していること。櫻田市長の姿勢は、総務省、安倍内閣が進めようとしている、市町村単位で担っている行政を中心都市と周辺自治体から成る圏域単位で行うことを標準化する動きと軌を一にしていること指摘しておきます。この方向に市の政治の軸足を置く必要はありません。

3点目、消費税10%の増税をめぐってであります。

消費税を5%に戻してほしい。この声を櫻田市長に市民を代表して上げてほしい。このように訴えたわけではありますが、答弁は、国言いなりの内容でありました。

増税後は、市民生活に、地方経済などがどんな影響を今与えているかは明確です。安倍政権を許せないのは、社会保障のためとって増税しておきながら、その直後に、全世代型社会保障の名で、お年寄りいじめをさらに強化し、全世代にわたって社会保障の全面的切捨てを宣言したことです。

次に私は、以上の点を踏まえながら、若干の反対理由と、そして款項目、事業名を順次述べていきます。

1、建設事業、箱物予算、開発事業優先の予算だという点であります。従来から、この点は税金の使い道に問題ありと主張してきました。8款4項5目駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業、8款4項5目住吉山道町線道路整備事業、7款1項6目星と森のロマントピアエスコ事業業務委託料、同じく星と森のロマントピア経営改善等支援業務委託料。

2ポイント目、自治体アウトソーシング、民間委託を引き続いて進め、市民・住民の個人情報満載の業務を引き続き民間企業に開放しています。2款3項1目市民課窓口業務等アウトソーシング事業、10款4項4目並びに10款4項7目市立図書館と郷土文学館への指定管理料、10款4項10目れんが倉庫美術館等管理運営事業を指摘しておきます。

3ポイント目、地方応援見せかけ、国主導の地方創生です。2款1項11目の各種地方創生事業推進費を指摘しておきます。

4ポイント目、広域連携関連予算。

一連の圏域・定住自立圏構想予算に加えて、不明分の多い7款1項3目津軽圏域DMO推進事業を挙げておきます。

5ポイント目、国民総背番号制度、国民監視につながる内容を持つ個人番号マイナンバー交付事業、2款3項1目を指摘しておきます。

この交付事業は、将来的には健康保険証に関連してきております。

最後、6ポイント目、国保加入者にずしりと重い高い国保料、高い介護保険料などを指摘しておきます。

以上が討論の概要であります。

私たち党市議団は、これからも市民・住民の皆

さんとともに力を合わせ、市民の暮らし優先の弘前市確立のために今後奮闘することを最後にお誓いを申し上げさせていただきます。

以上で、会派を代表しての反対討論といたします。御清聴に感謝を申し上げます。

◎19番（一戸 兼一委員） 私は、会派弘新会を代表いたしまして、ただいまの議案第8号令和2年度弘前市一般会計予算について、賛成する立場で意見を申し上げます。

令和2年度予算は、総合計画を着実に進めていくための取組に力を入れていくとともに、市長公約である「市民生活を第一に」の下、市民の声を聞き、市民が望んでいることを踏まえ、市民の目線に立って編成された予算であると評価するものであります。

市民生活に直接関わるところでは、市民からの要望が多い道路の補修や除排雪の予算増額など、市民ニーズに的確に応えていくという思いが反映されております。

また、中核病院に関しては、いよいよ整備が始まり、ますます市民の期待感が高まっているところでもあり、しっかりと取り組んでいただくことを強くお願いするものであります。

そのほか、17万人を割り込む状況にある人口減少や、ますます高齢化が進んでいく中、弘前市の将来を見据え、課題解決に向けて取り組んでいくための予算も計上されております。

このように、令和2年度予算は、箱物行政の影響が色濃く残る中、市民生活への配慮を基本にしつつ、今、取り組むべき事業に取りかかるとともに、人材育成など中長期的な視点での取組も積極的に進めていく予算となっております。

以上のことから、議案第8号令和2年度弘前市一般会計予算について賛成するものであり、これからも市民の立場に立って、しっかりと取り組んでいただくことを期待し、賛成討論といたします。

す。

終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時43分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第9号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第9号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を190億7124万5000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、国民健康保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料などの2件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国13

ページをお開き願います。

国13ページから国14ページにかけての1款1項総務管理費の2億7578万6000円は、国民健康保険関係の一般管理費等を計上したものであります。

国15ページにかけての2項徴収費の3473万3000円は、国民健康保険料の賦課、収納に係る事務費等を計上したものであります。

3項運営協議会費の42万1000円は、弘前市国民健康保険運営協議会に係る経費を計上したものであります。

国16ページをお開き願います。

2款1項療養諸費の113億8032万1000円は、被保険者に係る診療報酬等を計上したものであります。

国17ページにかけての2項高額療養費の16億5274万3000円は、被保険者に係る高額療養費等を計上したものであります。

国18ページにかけての3項移送費は、2,000円を計上したものであります。

4項出産育児諸費の5672万9000円は、出産育児一時金等を計上したものであります。

5項葬祭諸費は1560万円を計上したものであります。

国19ページをお開き願います。

3款1項医療給付費分の37億5542万2000円は、青森県へ納付する国民健康保険事業費納付金のうち医療給付費分を計上したものであります。

2項後期高齢者支援金等分の11億4958万3000円は、同納付金のうち後期高齢者支援金等分を計上したものであります。

国20ページをお開き願います。

3項介護納付金分の4億7907万6000円は、同納付金のうち介護納付金分を計上したものであります。

国21ページにかけての4款1項特定健康診査等事業費の1億4732万3000円は、被保険者の特定健

康診査及び特定保健指導に要する経費を計上したものであります。

国22ページにかけての2項保健事業費の8707万4000円は、被保険者の健康づくり対策に要する経費を計上したものであります。

5款1項基金積立金の1,000円は、科目設定であります。

国23ページをお開き願います。

6款1項公債費の100万円は、例月出納に係る収支不足分について金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込計上したものであります。

国24ページにかけての7款1項償還金及び還付加算金の2543万1000円は、保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

8款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国6ページにお戻り願います。

1款国民健康保険料の39億643万6000円、2款使用料及び手数料の180万1000円、3款国庫支出金の63万円、4款県支出金の134億1720万7000円は、歳出予算の2款保険給付費から4款保健事業費までに対応する財源として、保険料及び国・県等の負担金等を計上したものであります。

5款財産収入の1,000円、6款繰入金の17億1128万2000円、7款諸収入の3388万8000円は、財政調整基金利子、一般会計等からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案につきましては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎20番（石田 久委員） 1款1項1目の国民健康保険料についてなのですが、昨年度は

かなり黒字ということなのですから、今回、保険料の引下げについてはどうなのかということを知りたいと思います。

昨年、消費税が10%になり、かなり事業所の方も大変な状況であると。さらに、今回の新型コロナウイルス感染症によって、もっとも影響が大きいわけですが、それに対して、令和2年度の国保の財政についてはどのようにしているのかお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（田中 知巳） 令和2年度の国保の財政についての質問ということでお答えします。

令和2年度の国保財政の見通しでございますが、被保険者の減少傾向により保険料収入の伸びが見込まれない一方で、被保険者の高齢化、医療の高度化に伴い、1人当たりの保険給付費は年々増加してございます。

また、当市の国保財政の運営に大きな影響を与える国保事業費納付金は、1人当たりの国保事業費納付金が年度によって大きく増減するなど、安定的なものではないと考えております。

これらに加え、不定期に発生する災害、またインフルエンザ等の流行の疾病など予測が困難なものも存在いたします。

当市としましては、収納率向上対策、医療費適正化対策、政策的繰入れの継続などに取り組むことにより、令和2年度の単年度収支の黒字化を図ってまいりたいと考えております。

令和2年度の国保会計の予算状況についてですが、歳入歳出それぞれ190億7124万5000円となり、前年度と比較して1億6000万円少ない予算額となっております。

予算の主なものとして、歳入におきましては、被保険者の減少による保険料収入の減額が見込まれるほか、歳出におきましては、被保険者の高齢化と医療の高度化による保険給付費の

増額、特定健康診査など、医療費適正化を図る保険事業費の増額、青森県が算定する国保事業費納付金の減額などが見られます。

◎20番（石田 久委員） 今回、消費税の10%の影響で、事業所が、弘前の半分以上が8%のときでさえも免税事業者であったわけですが、これが10%になって、さらに経営が悪化する中で、中小企業の方がかなり大変な状況の中で、さらに今回の新型コロナウイルスの関係でいえば、飲食店とかホテルとか、それから旅館などの大規模な予約キャンセルが相次ぐ。そういう中で、いろいろな意味で経営不振とか、これから危惧されるわけですが、そういう中で弘前市としては、国民健康保険料の引下げが今一番必要ではないかなというふうに思っています。

その中で、弘前市は今まで政策的繰入れを1億8000万円行ってきましたけれども、これは令和2年も引き続きこの辺について行うのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思えます。

◎国保年金課長（田中 知巳） 政策的繰入れについてお答えいたします。

政策的繰入れは、赤字解消のため、平成28年度国保特別会計の3月補正の予算において地方単独の医療費助成事業実施による医療費波及分として8000万円を繰入れしております。

平成29年度は、国民健康保険料の料率を1人当たり平均5%増の改定をする際、弘前市国民健康保険運営協議会からの答申などを踏まえまして、国保被保険者の保険料負担感に配慮するため、国保特別会計で実施する保険事業費分として1億円を増額し、政策的繰入れを1億8000万円として令和元年度まで予算計上してございます。

この政策的繰入れのほか、収納率向上対策、医療費適正化対策、重症化予防事業など保険事業に取り組んだ結果、約17億7000万円の累積赤字は解

消となりました。

これまでの国保特別会計の収支は、平成28年度は約6億円の黒字、平成29年度は約11億8000万円の黒字、平成30年度は約7億2000万円の黒字となり、単年度収支の黒字が続いてございます。

国保特別会計の黒字に伴いまして、これまでの政策的繰入れを見直し、令和2年度国保特別会計で実施する国保被保険者の保険事業費分1億円を減額してございます。

減額の理由ですが、政策的繰入れ1億円は、国保費保険者の健診費用などの保険事業に充てております。本来は、国保被保険者に納めていただく保険料と公費で賄う保険事業費であります。社会保険など、ほかの保険に加入している国保被保険者以外の市民が納める税金で国保被保険者の保険事業を賄うのではなく、国保被保険者に納めていただく保険料と公費で保険事業費を賄う本来の制度運営に戻すものです。

国保特別会計の累積赤字が解消し、財政調整基金が一定程度確保される見通しにあることから、国保特別会計で実施する国保被保険者の保険事業費分1億円を減額したものであります。

なお、市の政策として実施している子供医療費助成などの地方単独の医療費助成実施による医療費波及分の8000万円は、令和2年度も引き続き予算計上しております。

◎20番(石田 久委員) やはりずっと、この間黒字ということで、令和元年のときは、はっきり言って10億円の黒字ということですから、財源が、令和2年は、先ほども言いましたように、消費税の10%アップで、商売をやっている方とか、様々な市民の皆さんに影響があるわけです。さらに今回のコロナウイルスの関係でも、それで仕事がなかなかないとか、中小企業の方が本当にこれから危惧されるわけですから、弘前市として、市が独自にできるのは国保料の引下げなので

すけれども、その辺についてはどのように考えているのでしょうか。

◎国保年金課長(田中 知巳) 先ほども言いましたけれども、国保の被保険者は減少してございます。被保険者の高齢化により医療給付費も増加してございます。

このように、国保の財政は決して楽観できる状況ではございませんが、長年にわたった累積赤字も解消しました。国保財政調整基金も一定程度確保されますので、今後の保険料率について基金残高、被保険者、青森県から示される国保事業費納付金を勘案して財政推計のシミュレーションを行い、慎重に検討してまいりたいと考えております。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、滄洸会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、無所属議員

の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 日本共産党の石田久です。

私は、会派日本共産党を代表して、議案第9号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論を行います。

反対の理由は、高過ぎる保険料が続いているからです。2019年10月時点で、加入世帯の12.5%に当たる3,452世帯が国保料を滞納しています。そのうち427人の子供が貧困世帯となっています。さらに395世帯が資格証明書で保険証が発行されていません。加入者の平均所得は、他の公的医療より低いのに、保険料は中小サラリーマンなどが加入する協会けんぽと比べて異常に高い国民健康保険の構造問題打開が急務となっています。

国保において、払いたくても払えない滞納世帯が生まれるのは当然です。なぜなら、保険料は必要な医療費を加入者に割り振る仕組みとなっているからです。加入者の負担能力や生活実態を無視して算定されているからです。被保険者が保険料を支払えるかどうかの視点を持つべきではないでしょうか。

昨年の消費税増税10%による打撃に、新型コロナウイルス感染症による打撃が加わって、深刻な大不況に陥りつつあります。仕事がなくなり、所得が急減している自営業やフリーランスへの支援として、災害時に行っているような国保の緊急減免を行う、自治体の判断で実施すべきです。

この間、2016年度は6億円の単年度黒字、2017年度は11億円の黒字、2018年度は7億円の黒字、そして2019年度は10億円を超える黒字となってい

ます。

重い国保料が生活を圧迫し、もはや負担の限界に来ていることを行政が共有し、引下げに踏み切るべきだと思います。

以上、反対討論といたします。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 私は、議案第9号令和2年度弘前市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場で意見を申し上げます。

本市を含めた全国自治体の国民健康保険財政は、大変厳しい運営状況が続いております。これは、国が見解を示しているように、国保は加入者の平均年齢が高く、医療費水準も高いことなどの理由により、構造的な問題を抱えていることが要因となっているものであります。

このような国保の構造的な問題により、本市も累積赤字を抱えておりましたが、現在は政策的繰入れの実施や保険料率の改定、収納率向上対策などに取り組んだことにより解消されたところであります。

令和2年度予算においては、健康増進のための保健事業に配慮した予算を編成しているほか、不測の事態に備える財政調整基金の積立てを一定程度確保していることから、安定的な財政運営が図られるものと評価するところであります。

以上のことから、私は議案第9号について賛成するものであります。

なお、理事者におかれましては、今後も単年度収支の黒字化を維持するよう、最大限の努力を要望するものであります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案に対しては、反対がありますので起立によ

り採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第10号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第10号令和2年度弘前市後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額を21億6452万7000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、後期高齢者医療保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後9ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の4145万3000円は、後期高齢者医療関係の一般管理費等を計上したものであります。

後10ページにかけての2項徴収費の941万7000円は、後期高齢者医療保険料の収納に関わる事務費等を計上したものであります。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金の21億849万7000円は、青森県後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療保険料負担金及び事務費負担金を計上したものであります。

3款1項償還金及び還付加算金の516万円は、保険料の過誤納金に係る還付金等を計上したものであります。

であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後5ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の14億3736万2000円、2款使用料及び手数料の25万円、3款繰入金の7億2149万円、4款諸収入の542万5000円は、歳出予算の1款総務費から3款諸支出金までに対応する財源として、保険料及び一般会計からの繰入金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

◎20番（石田 久委員） 後7ページですけれども、1款1項のところですが、今回、後期高齢者の保険料についてなのですが、消費税が昨年10%になったのですけれども、今回、後期高齢者の保険料について、これは値上げになるのかどうか。その辺についてお答えしていただきたいと思います。

◎国保年金課長（田中 知巳） 後期高齢者の保険料についてお答えします。

令和2年4月からの後期高齢者医療保険の保険料率が見直しされます。後期高齢者医療保険制度は、県単位で制度運営されておりますので、県内

は青森県後期高齢者医療広域連合で運営してご
います。

令和2年4月からの保険料は、令和2年2月20
日開催の広域連合議会において決定されてござ
います。令和元年度までの保険料との比較では、令
和元年度均等割額4万514円、所得割率7.41%と
なりますが、令和2年度からは均等割額4万4400
円、所得割率8.3%となりますので、均等割額4
万514円から4万4400円の3,886円の値上がりとな
ります。所得割率でいきますと7.41%から8.3%
ですので、0.89%の値上がりとなります。

◎20番(石田 久委員) 消費税10%というの
は、社会保障のための充実というふうに言われて
すぐ、この4月から後期高齢者の保険料が約7%
青森県では上がるということで、本当にお年寄り
の方は大変な状況にあるわけですがけれども、市と
しては、これに対して保険料の値上げに伴う市の
対応についてはどのように検討されているのか、
その辺、お答えしていただきたいと思ひます。

◎国保年金課長(田中 知巳) 市の対応につ
いてということでございます。令和2年度からの後
期高齢者医療保険の保険料率は値上げとなる予定
でございますが、保険料が増額となる要因としま
しては、医療の高度化による1人当たりの医療費
の増加、人口減少に伴う高齢者を支援する世代の
減少、団塊の世代の後期高齢者への移行による負
担の増加などが挙げられてございます。

こうした動きは今後も続いていくものと見込ま
れますので、市といたしましては、まずは高齢者
の皆様がこれまで以上に健康増進に励んでいただ
くことや、そうした活動を市がしっかりと支援し
ていくことが重要と考えております。

このため、市では令和2年度から新たに高齢者
の保健事業と介護予防の一体的事業に取り組むこ
としております。

この事業は、高齢者の健康課題について健診結

果や医療機関の受診状況、介護レセプトなどの情
報をもとに分析、把握した上で保健師などの医療
専門職が介護予防の場に出向いたり、個別訪問を
行い、健康教育や生活習慣病の重症化予防の取組
を行うこととしてございます。

また、保険料の納付につきましても、令和3年
度から開始予定の保険料のコンビニ収納といった
納付しやすい環境づくりを行って行くほか、引き
続き、加入者の生活実態に寄り添いながらきめ細
かい納付相談などの対応に努めてまいります。

◎委員長(工藤 光志委員) ほかに、日本共産
党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、滄洸会の御
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、さくら未来
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、無所属議員
の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、
これをもって、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 意見なしと認め、
これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませ
んか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 本案に対しては、
御異議がありますので起立により採決をいたしま
す。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第11号令和2年度弘前市介護保険特別会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第11号令和2年度弘前市介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

介1ページを御覧願います。

歳入歳出予算の総額を190億9536万2000円とするほか、債務負担行為の設定をしようとするものであります。債務負担行為は、介護保険料納入通知書製本・封入・封緘業務委託料の1件であります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介12ページをお開き願います。

1款1項総務管理費の3億8万1000円は、介護保険関係の一般管理費等を計上したものであります。

介13ページの2項徴収費の1196万8000円は、介護保険料の賦課・収納に係る事務費等を計上したものであります。

3項介護認定審査会費の5579万1000円は、津軽広域連合に対する認定審査会共同設置に係る負担金を計上したものであります。

介14ページから介15ページにかけての2款1項保険給付費の176億7557万3000円は、要支援・要介護認定者に係る介護給付費等を計上したものであります。

介15ページから介17ページにかけての3款1項地域支援事業費の10億3587万7000円は、介護予防事業等に係る経費を計上したものであります。

介18ページをお開き願います。

4款1項基金積立金の1,000円は、科目設定であります。

5款1項公債費の100万円は、例月出納に係る収支不足額について、金融機関から一時借入れする場合に発生する利子を見込計上したものであります。

介19ページにかけての6款1項償還金及び還付加算金の507万1000円は、介護保険料の過誤納に係る還付金等を計上したものであります。

7款1項予備費の1000万円は、予算不足等が生じた場合に対応するための費用を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介6ページにお戻り願います。

1款保険料の34億8806万8000円、2款使用料及び手数料の35万円、3款国庫支出金の48億1354万4000円、4款支払基金交付金の49億8664万9000円、5款県支出金の26億4039万1000円は、歳出予算の2款保険給付費、3款地域支援事業費に対応する財源として、保険料及び国・県等の負担金を計上したものであります。

6款財産収入の1,000円、7款繰入金の31億6582万8000円、8款諸収入の53万1000円は、財政調整基金利子、一般会計からの繰入金及び延滞金等を計上したものであります。

説明は、以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎20番（石田 久委員） 介15ページの3款1項1目の地域支援事業について、自立者への生きがいデイサービスの条件についてなのですが

も、自立への生きがい対応型デイサービスなどが今まであったわけですがけれども、自立の方のこれが廃止になってしまったということで、お年寄りの方からぜひ復活してほしいというような声はかなり出されていますけれども。

それと今回は、予算概要を見ますと、介護給付費適正化事業——介護の給付を適正化すると、それからケアプランの点検業務を強化すると、それから住宅改修とか福祉用具の点検事業なども、これも厳しくやるのだということで予算が増額になっているわけですがけれども、その辺についてはどうなのでしょう。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） まず、生きがい対応型デイサービスの廃止ということでございますが、廃止した生きがい対応型デイサービスを利用していた人は、昨年3月には139人おりました。この139人について、その後の調査を行ったところ、4月に事業対象者に該当した人が95人、要支援・要介護認定を受けた人が16人となり、111人が通所型サービスの継続利用が可能となっております。

また、65歳以上の人であれば利用可能な一般介護予防事業として、今年度新たに実施したパワリハ運動教室を利用した人が8人おまして、残りの20人がこれらのサービスを利用していない状況となっております。

介護給付費適正化事業については、厳しいというより、あくまでも給付の適正化ということでやっております。

◎20番（石田 久委員） 適正というのは、かなり厳しくというような形で、やはり自立の、例えばヘルパーを在宅でやっている場合でも、ヘルパーが独り暮らしで介護度が重い方にも朝昼晩に来て、月にすると3掛ける30日ですから約90回という形で、これはやり過ぎだというような形で、いろいろな形で規制されるわけですがけれども、本

当に大切なのは、20年間を振り返ってみると、やはり重い家族の介護負担が出てきました。

それから、今回も利用料が、1割負担が何と一つでは3割負担にもなっているという形で、本当に利用しづらくなっているような状況です。

それと、特養ホームの待機者も300人を超えるという中で、この部分でも特養ホームの状況もどのような状況になっているのか。それから特養ホームが、今年度は新しく新設するのかどうか、その辺についてはどうなのでしょう。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 特別養護老人ホームを増やすということに関しましては、まずニーズの調査をして、第8期介護保険事業計画において検討して、増やすか、そのままというふうに検討してまいりたいと思います。

◎20番（石田 久委員） かなり今、特養ホームが、平成の時代は30年間あったわけですがけれども、弘前市から見ると2か所しかできていないのです。鬼沢と相馬のほうと、30年間で2か所なのです。その一方では、サービス付高齢者住宅とかがばんばんできて、独り暮らし、二人暮らしの方は、4万円の年金では入れないと。やはりこの問題については、2020年度は特養ホームが、具体的には開設するのかどうか、その辺についてはどのような計画があるのかお答えしていただきたいと思います。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 具体的に開設する予定はあるのかということでございますけれども、先ほど言ったように、介護保険事業計画において検討してまいりますので、今のところはございません。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、御異議がありますので起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第14号令和2年度弘前市病院事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第14号令和2年度弘前市病院事業会計予算について御説明申し上げます。

病1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に病床数を、第2号に年間患者数を、第3号に1日平均患者数を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

病1ページから病2ページにかけての第3条収益的収入及び支出のうち、収入には24億2300万8000円を、支出には33億678万円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差額につきましては、病8ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で8億8674万1000円の純損失を見込んでおります。

病2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出には、収入、支出とも同額の2億3819万7000円を計上しております。

病3ページから病4ページにかけての第5条から第10条につきましては、債務負担行為、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費などを定めたものであります。

病5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入のうち、主なものにつきましては、1 款病院事業収益 1 項医業収益 1 目入院収益に10億6199万9000円を、2 目外来収益に7億9414万1000円を、2 項医業外収益 3 目負担金交付金に一般会計繰入金として3億3389万3000円を計上しております。

病6ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目給与費に17億3088万9000円を、2 目材料費に5億6892万4000円を、3 目経費に6億9752万8000円を計上しております。

病7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に関わる特定財源を見込んだもので、1 項出資金 1 目一般会計出資金に2億3819万7000円を計上しております。

支出につきましては、1 項建設改良費 1 目資産購入費に1億5363万円を、2 項企業債償還金 1 目企業債償還金に8456万7000円を計上しております。

そのほか、病8ページから病29ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付しておりますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第12号令和2年度弘前市水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第12号令和2年度弘前市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量には、第1号に給水戸数を、第2号に年間総配水量を、第3号に1日平均配水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入には42億5176万円を計上しております。水2ページをお開き願います。支出には、39億5653万8000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、水9ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で1億5243万5000円を見込んでおります。

水2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には16億5994万5000円を、支出には29億6733万6000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

水3ページから水4ページにつきましては、第5条から第11条までで、債務負担行為、企業債、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費などを定めたものであります。

水5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款水道事業収益1項営業収益1目給水収益に水道料金38億6148万6000円を計上しております。

水6ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費に樋の口浄水場や各配水池の維持管理に要する費用12億3037

万9000円を、7目減価償却費に償却資産の減価償却費用11億6648万8000円を計上しております。

水7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして1款資本的収入1項企業債1目企業債に13億1730万円を計上しております。

水8ページをお開き願います。

支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費4目老朽管更新事業費に6億4547万6000円を、2項企業債償還金1目企業債償還金に11億4412万2000円を計上しております。

そのほか、水9ページから水32ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、1名の質疑通告がございます。

指名いたします。

◎11番（外崎 勝康委員） 私は、概要130ページ、1款1項6目樋の口浄水場等建設事業、同じく1款1項3目水道施設老朽化対策事業を一括で質問いたしますので、よろしく願います。

まず最初に、樋の口浄水場等建設事業に関して、これはリスクマネジメントの視点から確認も含めてお伺いしたいと思います。重なる部分もあると思いますが、その場合は割愛していただければと思います。ゆっくり言いますので、メモしていただければと思います。

まず一つ目として、モニタリングのポイントについて伺います。

二つ目として、モニタリングをして、欠陥等を発見した場合の修復等の保証割合についてお伺い

いたします。

三つ目として、6年の長期工事のため、可能性はとても低いと思いますが、ゼネコン関係とか、主力企業が倒産した場合の対応に関して伺います。

四つ目として、15年の長き管理であるため、モニタリングの見逃し等にて後日何らかのトラブルが発生した場合、その責任等の対応に関して伺います。

五つ目として、新施設でトラブルが発生し、施設の使用が難しい場合、現在の旧施設の使用も可能かお知らせください。

六つ目として、旧施設から新施設への稼働の移行方法、同時で動くとか、その辺に関してお知らせください。

最後に、以前、部長からもお話しされておりましたが、東北、北海道の水の管理は難しいと伺っております。そこで今回、新たにマシンレスによる継続的コスト削減、BIM/CIM等の技術を積極的に活用するとなっております、新技術ですね。

そこで、確認することは、コスト削減の意味と新たな方式のよさ、信頼性をお知らせください。新技術は、ある面では予測のつかないトラブルも発生する可能性もあると思います。その可能性とトラブルが発生した場合の対応に関してお知らせいただければと思います。

次に、水道施設老朽化対策事業に関して伺います。これは1点だけです。

来年度事業における事業の特徴及び将来的な計画及び効果について、これは効果が非常に高いというのを聞いていますので、具体的にお話しいただければと思います。

◎上下水道部工務課長（山本 正行） 樋の口浄水場等建設事業のモニタリング支援事業のポイントということですが、まず、プロポで決ま

りました事業者が、要求水準書や技術提案書、あるいは契約書に基づきまして適正に履行しているか、市のほうで確認するわけですが、一応専門的な知見のあるアドバイスなどを頂くために、行う事業であります。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） 欠陥を発見した場合の対応というところを御説明いたします。

今回の事業で、要求水準では事業期間、要求水準で求める仕様を満足できない場合、事業者側で対応していただくという形で募集しておりますので、万が一、欠陥が発見された場合は、事業期間は事業者側で対応していただくということになります。

続いて、倒産についてですが、運転管理期間中はSPC——特別目的会社で運転管理を行うわけですが、その間、特別目的会社を設立するためにグループの構成員で出資いたしますので、その中の1社が倒産、または資金繰りが苦しくなったという場合にも、そのほかの構成員で担保するような形でできるかと考えております。

続いて、モニタリングで発見した場合の修繕についてでございます。

モニタリングで発見した場合の修繕につきましても、先ほどの欠陥を発見した場合と同様に、事業期間は要求水準で求めている仕様を満足するように求めていますので、事業者側の修繕で対応していただくという形になるかと思っております。

あと、新しく施設が稼働して、旧樋の口浄水場が使えるのかというところでございますけれども、切り替えとともに旧浄水場のほうは停止されることとなりますので、こちらのほうは、すぐに使うということはやや難しいかと思っております。

稼働の切り替えについてですが、こちらのほうは、新しい浄水場は新しい水道用地に建設

することになりますので、そちらを建設して、できた後に切り替えかえすということになりますので、古い施設から新しい施設への切替時は切替時間というところはございますけれども、水の製造が途切れて水を配れなくなるということはないというふうに考えております。

続いて、マシンレスとBIM/CIMというところでございますけれども、マシンレスということで事業者の提案であったのですけれども、機械の装置を極力使わずに減らして浄水をする。私どもの求める、仕様を満足するような浄水を作るというところで御提案いただいております。

この中で装置が少ないということで、装置を更新するに係る費用であるとか、また、その装置を運転するためのランニングコスト等が減ることがマシンレスのいいところかなというふうに考えています。

◎上下水道部上水道施設課長（石川 竜明） 私からは、水道施設老朽化対策事業についてお答えします。

この事業は、10か所の小規模増圧ポンプ場において、設置から25年経過し、更新時期を迎えることから、機器の更新と併せて施設の耐震化を図るものであります。

事業の特徴としましては、本年度、基本設計を行いまして、その中で同一配水区域である小沢地区、大和沢地区、一野渡地区にある6か所の増圧ポンプ場において、6か所をそのまま更新するより2か所に集約して設置したほうが工事費を低減できるという結果が出ております。

また、残り4か所については、順次更新する予定とはしておりますが、配水方法の見直し等により、廃止が可能である施設もあることから、現在検討しているところであります。

将来的な効果につきましては、施設数が減ることによって維持管理が容易となり、安定した給水

ができるようになると考えております。

◎11番（外崎 勝康委員） ありがとうございます。ありがとうございました。

まず、樋の口浄水場等建設事業に関しては、4番目に確認したモニタリングの見逃しに関して、これは15年間の長き管理ということで、モニタリングは多分6年間のモニタリングだと思うのですよね。それが終わって、実際、給水が始まって、例えばそれから2年、3年して、何かあった場合に、モニタリングで何か問題があったという場合の責任とか対応に関して、これは聞いています。

それから、もう一つ、旧施設から新施設の稼働の移行方法に関しては、例えば同時で1か月間やるのか、それとも完璧にどこかで切り替えてしまうのか、その辺、検証が必要だと思うのですよね。その検証の仕方とか、どういうふうにやっているのかお聞きしております。

それと、三つ目として最後に聞いた内容として、今回、新技術に関して、要はトラブルが発生した場合、先ほどもお話したように、特に東北、北海道の水は水温が低いということもあって、水の管理が厳しいという話を前に部長からも聞いたことがありました。

そういうことで、何かそういったトラブルが発生した場合の対応の仕方、例えば、その企業だけでやるのか、横の連携でちゃんとそうしたサポートがあるのか、そういった、より具体的なお話をしていただければと思います。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） すみませんでした。

1番の運転管理時のモニタリングということでお答えいたします。

運転管理時のモニタリングにつきましては、市職員でモニタリングをしようというふうに考えております。しかしながら、今回の事業は運転管理も含めた事業でございますので、この場合にトラ

ブル等があった場合には、事業者の責任において対応してもらおうこととなります。

また、新たに設定している水質等が変わった場合もあろうかと思えます。その場合は、確かに協議ということを進めてまいりたいとは考えております。

次に、切り替えについてでございます。

切り替えについては、現時点では、試運転期間ということで6か月間を予定しているもので、この中で、それぞれ新しい施設できちんとした水質の浄水が作られているかというところを試し運転しながら、徐々に徐々に切り替えていくという形になります。何か月間停止して切り替えるということではなく、継続してずっと運転しながら徐々に切り替えるという形になろうかと考えております。

あと、次に、トラブル時のサポートということでございますけれども、これにつきましては、何か災害があったときのこともございますけれども、そちらについては、協議という形にはなろうかと思えますけれども。運転管理の要求水準では初動対応、例えば、夜、事業者だけしか管理していないときになった場合は、事業者が初動で対応していただき、その後、構築されている連絡体制の下に、私ども市のほうにも連絡が来て、その対応が継続的になる場合には、協議しながら対応することになろうかというふうに考えております。

◎11番(外崎 勝康委員) 最後に私が確認したいのは、新技術ということもあって、トラブルが発生した場合に、要は、横の連携です。新技術なので、その企業だけではなかなか解決できないこともあると思うのです。そのときにやっぱり、様々な技術を持って、経験のある企業とか団体とか、そういった連携がきちんと取れているかどうかというのを今確認していました。

◎上下水道部工務課長補佐(小野 敦弘) 度々すみません。

横の連携でございますけれども、津軽広域水道企業団との連携というのも現在図られておまして、カビ臭とかの情報等も企業団のほうで発生した場合は、逐一連絡を頂いて情報を得ているというふうな状態でございます。

そのほか、ほかの企業との連携というところもあつたかと思えますけれども、企業との連携というか、例えば燃料であれば石油協同組合とかと協定書を結んで、災害時に何か事故があったときには協力していけるような体制はもとより、上下水道部独自でも協定等を結んでおります。

◎11番(外崎 勝康委員) 分かりました。とにかく私、今回やっぱり新しい浄水場ということで、市民の命と生活を守る浄水場ですので、あえてリスクマネジメントの考え方でいろいろと確認させていただきました。

とにかく市民が安心して飲める水をしっかり確保していただくためにも、いろいろなことをリスクマネジメントの視点で考えていただいて、対応していただくことをお願い申し上げます。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

◎22番(佐藤 哲委員) 樋の口浄水場の1款1項6目について質問させていただきます。

今、外崎委員からいろいろありましたので、大分分かってまいりました。私も、確認の意味でいろいろとお伺いしたいと思っております。

まず第一に、我が会派のほうに渡されている資

料の中に、この建設事業に関わる委員の候補リストがございます。何といてもプロポーザルですので、価格の折り合いが必ずしも十分でなくても、プロポーザルの気分一つで何とでもなるということがございますので、この辺からまいります。

この項目の中に、東京大学とか北海道大学の先生方をお願いする、委員を選定する気持ちもあつたようでありますけれども、出席するのが大変であるとか、そういうことを考えて、県内を中心に調査したと。病院関係であれば、これまでも葛西市政のときから東京の業者であつたり、東京の人たちとか、いろいろな人材を求めて続けてきたわけですが、市民の生活に最も影響を与える水、しかも水質に関しては向こう何十年も相当神経を使って選定しなくてはならない業者の選定を、県内に簡単に決めてしまったという理由を説明していただきたい。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） 委員の選定を県内に限定したというところの御質問かと思えます。

いろいろ何人が候補がある中で、このような状態になったのは確かにそうです。県内に限定したわけではないのですけれども、やはり北国としての水質の水づくりの難しさということもございませぬ。北国でなければ、薬の注入量を適正に判断することができないというようなところもございまして、それこそ、こちらの近県、県内になってしまいましたけれども、そちらの先生方から選ばせていただいております。

また、委員おっしゃるとおり、確かに近くで、お越しいただくのに幾らか都合がよいところも確かにございました。

◎22番（佐藤 哲委員） 今の言葉を借りますと、北国のこちらで暮らしている先生方であれば、十分なそういう経験もあるし、知識もあるだ

ろうということ、確認させてもらってよろしいですか。

そういう確認でございますので、業者の選定の段階に入らせていただきます。

まず、業者の公募につきまして、2者申込みがあつたということでありまして、1者は新聞等々に、我々にも配付されておりますとおり、これを受注したクボタグループであると、もう1者は水道機工であるというふうになっております。

十分な経験という判断からいいますと、ここ10年ぐらいの間に、先進事例の評価点、これはDBであるとか、DBOであるとか、DBMであるとか、そういう中で、私が頂いている資料の中には、このクボタグループというのは1回もない。一度もしていない。

それを北国であるから、十分な経験が必要な先生、知識を持っている先生が必要だという状態のときに、その経験がないところに受託させているという理由というのはどういうものになるのですか。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） 確かに、優先交渉権者となりましたクボタグループは、それこそお渡しした表ではないかもしれないのですけれども、事業の資格を確認するために今までの実績等の書類を提出していただいております。

その中で、私どもが今回設定いたしました1万立方メートル以上の浄水能力を持った実績を今回求めておりましたので、今まで何回実績があるかというところまでは、今回求めておりませんでした。

しかしながら、今回求めました1万立方メートルの浄水能力というところの実績の確認は、コリンズやテクリス等で確認しておりますので、今回は実績があるということで参加していただいたということになります。

◎22番(佐藤 哲委員) 新設で、1日当たり1万立方メートル、そういう実績があったのですか。ちょっと教えてください。

◎上下水道部工務課長補佐(小野 敦弘) 失礼いたしました。実績として、一つは……今現在、手元にある資料では工事名称しか出てこないもので、後ほどお知らせいたしたいと思っておりますけれども、一つは、1系列沈殿池水中掻寄機等更新工事と、もう一つ、今回私どもで求めておりました急速ろ過池に関しましては、新石川浄水場高速ろ過池機械設備工事というところの2件合わせまして、今回参加資格があるというふうに考えておりました。

◎22番(佐藤 哲委員) それを二つ足してですか。随分苦しい答弁なのだろうと思っておりますけれども。それで認めたのだから、それはそれでよしとするしかないのだろうと思っておりますけれども。

しからは、まず8月いっぱいの中に出さなくてはならない書類が、参加資格審査のチェックリストを拝見していると、JVの比率及び履行を証明できる書類が不足していたが、9月9日受理し、内容確認、問題なしというふうになったりしていて、実際、提出する期限というものをどのように考えてやっていたのかと考えざるを得なくなるのですよ。後で無理やりつじつまを合わせてやっていた可能性もあるのかなという思いがしますが、確認の意味でお知らせ願えません。どういう意味合いからこういうふうなものを認めてきたのかというのを。

◎上下水道部工務課長補佐(小野 敦弘) 資格審査の書類の提出期限というところがございますけれども、こちらは、提出期限までには事業者のほうに提出いただいて、締切りはそのとおりです。その後、市のほうで内容を確認いたしまして、その中で足りないと思われる書類のほうは再

提出いただくというふうに募集要項等でも記載しておりますので、こちらでその後に内容の確認ということを行ったということになります。

◎22番(佐藤 哲委員) これは、常任委員会に出された報告書でありますけれども、要求水準書についてちょっとお伺いをいたしますけれども、要求水準書は、市が求める必要最低限の水準を示したものであり、諸発注のように図面等は存在しないが、アドバイザー業務に関与したコンサルタントの設計思想が反映されることはなく、受注した事業者が建設や運転管理のノウハウや創意工夫、設計思想を取り入れ作成した技術提案書を基に設計を行うこととなりますと書いてあるのです。

私、これを読みまして、これで読むと、とにかく、これこそ設計自体も十分な経験が必要とされるのではないのかと。私はこの文面を読んだだけでそう思ったのですよ。それで、まして、それに耐える受注実績が根本的に絶対必要となってくるだろうと。この4行を読んでそう思ったのです。

これについて、ちょっと私が理解できるように説明していただけないか。私、これを4行見ただけでこう思ったのですよ。これに対して説明してください。私が疑問に思ったことに対して。

◎上下水道部工務課長補佐(小野 敦弘) お答えします。

要求水準書のほうで、参加資格のほうで1万立方メートル以上の浄水能力を持った施設を造ったことがあるということで設定しておりましたので、こちらを満足する事業者であれば、きちんとした対応をしていただけるものというふうに考えました。

◎22番(佐藤 哲委員) と考えましたで、私、経験・実績というものは、やっぱり世の中というのは必要だと思うのでありますよ。

例えば、物事というのは、DBO方式とか、こ

これは設計、建設、維持管理、全部ですよ。これを延々と何十年も続けていって、しかも市民の納得できる高品質な水質を提案していかななくてはならない。

特に、岩木川というのは、少しはダムができてよくなったのですけれども、全国的にも有名なぐらい水質の悪い河川だったわけです。ですから、特に十分な経験というものが必要とされるわけですよ。

それを市のほうでは、言ってみれば、そんなに十分な経験がないところに発注している。ここ10年ぐらいは、主な工事に名が出てこないところに発注しているとなれば、当然私のような素朴な疑問というのは出てくるのであります。

そこで、技術点数の差が相当あったというふうに聞いております。片や、新しい提案があったのかと思うのですけれども、どういう技術点数が、極端に20点もの差が開くほど、1割近い点数ですよ。新規の提案、一方で排除されたところというのは日本でも有数なこういう技術を持った会社です。片や十分な実績がないところになった。その技術提案がどれほどすばらしかったのか、お知らせ願えませんか。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） それこそ、私どもが審査した立場でございませぬので、どの部分が優れていたかというところはなかなか私どもの口からは言えないところではあるのですけれども、講評の中では、マシンレスであったり、BIM/CIMと言われる三次元の設計書や管理するための資料を作成するなど、そういうところが委員の方々に評価されたのではないかなというふうには考えております。

◎22番（佐藤 哲委員） 現場の上下水道部の課長、部長は、その道のプロでありますので、御存じかと思っておりますのでちょっとお知らせください。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） 課長補佐ですみませんけれども、確かに、どこの部分がよかったというのはなかなか言えないところではあるのですが、運転管理も含めまして、よい提案であったのではないかなというふうに考えております。

◎22番（佐藤 哲委員） 100億円を超えるような工事に向かう段階で、その説明はないでしょう。もう少しはっきりした答弁を示していただけませんか。これ、初年度ですよ。

ちょっと説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 今回の事業ですけれども、設計、建設で6年、その後、運転管理で15年、令和22年度までの事業となっております。ただし、一旦そこで事業は切れますけれども、その先もまた水道事業というのは続けていかなければなりません。

これまでいろいろ議会のほうからも御意見を頂いておりますけれども、今後もまた議会にきちんと報告をして、御意見をいただいて、しっかりと事業を進めてまいりたいと思います。

◎22番（佐藤 哲委員） この説明で、そうですかと答える議員というのはまず一人もいないと思いますよ。ちゃんと私が理解できるような資料でもって見せてくださいよ。今、審査してこのまま決めるのですよ。

要求します。

◎委員長（工藤 光志委員） 佐藤委員にお聞きしますが、何の資料でしょうか。

◎22番（佐藤 哲委員） 先ほど来申し上げているとおり、この技術提案、それから技術的な差、その差がついた資料ですよ。どういう根拠をもって、工事实績が極めて少ないところに、弘前市の向こう20年間の管理までのそういう工事をさせていくのかという納得ができる資料ですよ。

私が資料を求めても、項目が出てこない、それ

から名前が出てこない、はっきりしたものが何も。そんなものがちゃんと出されてあれば、納得して、こんな質問しないのですよ。ですから、そういう納得できるようなものを持ってきてくださいよ。予算委員会なのですから。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） 資料のほうですけれども、各企業の点数の差をお示した資料のほうは、前回、資料請求があったときにお渡ししているかと思うのですけれども、その資料でよろしいでしょうか。

◎22番（佐藤 哲委員） いや、これは時間が止まっちゃうんだべ。確認する意味でやっちゃうんだべ。

◎委員長（工藤 光志委員） 時間を止めてください。

先ほど佐藤委員が要求した資料は、どの部分がどのくらいの点数の差があるかということの資料だと言ったのです。佐藤委員が求めた資料の中に、その各項目の点数の差のついたものをお渡ししてありますと言っているのですよ。（「分かりづらくて全く理解が……」と呼ぶ者あり）分かりづらかったら分かりづらいと、それをそうして見ると、ただ点数は委員の方がつけているわけですから、工務課の担当者がどういう理由でと、項目ごとにその委員の方に説明を求めなければならぬということになりますよ。

言わば、学校の通知票が先生に、わ5だと言うに、3しかついていないので、それを説明してくれということになるわけで、それと同じですよ。（「全然違う」と呼ぶ者あり）違うけれども、例えばの話です。

もう1回質問してください。

時間を進めてください。

◎22番（佐藤 哲委員） 先ほど来、言っておりますとおりに、技術の差が出ているけれども、その技術の差というのは一体、何といたしますか、

あまりにも項目が小さ過ぎて、全く理解できないのですよ。

それで、例えばITでもって機械的に何とかやるとか、例えばこれで水質をきちんともっといいものにしていくとか、こういうものがあるのかどうなのかということを知っているわけですよ。技術の差なのだから、そういうものがあるのかどうかということなのです。

◎上下水道部工務課長補佐（小野 敦弘） なかなかその差を説明するということはあれですけれども、どの部分とかということをお知らせ願えれば、ちょっと説明できるかもしれないのですけれども、いかがでしょうか。

私どもではちょっと審査していないので分かりかねるところがございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 参事という方がいらっしゃるではないですか、審議委員会の中に。あの方は、何年もずっと参事の席でやっているのでしょうか、部署も変わらないで。詳しく覚えているべな。

◎委員長（工藤 光志委員） 佐藤委員に申し上げます。

ほかの委員の方の資料は持ち合わせていませんけれども、今ここにいる参事の、審査したときのことは答弁できることは答弁しますということで……ちょっと待って、私の話を聞いてください。その選考委員会の際に出席した参事がここになりますので、自分で判断した差についてのことはここで答弁できますけれども、ほかの方のことは憶測でしかないので言えないと、それでよろしいですよ。

◎22番（佐藤 哲委員） まさにそれでいいのですよ。技術的なこととか、判断した5人の中の1人がそこにいるのだもの。知らない課長補佐が答えるしか、あなたが答えればいいんだっきゃ、最初から。

◎上下水道部上水道施設課参事（京野 直文）

大変失礼いたしました。

まず私、今回の選定委員の一人ということで審査をさせていただきましたので、私の判断の観点からちょっとお話しさせていただきます。

私が今回、2グループについて、まず技術的な面で判断した際には、クボタグループのほうが、先ほど来お話が出ていますマシンレスであるとか、そういった先々のコスト面についても非常によく考えられた提案であったというふうに考えております。

それから、今回、DBOということで運転管理までも含めた提案ということになっているのですが、その運転管理の部分に関しては、現在、クボタは委託業務で入っているわけですが、非常に具体的な提案にまで及んでおりまして、そういった面でもクボタのほうに優位な面があったというふうに感じて、今回、私は採点させていただきました。

◎22番（佐藤 哲委員） 審査した人間ですのでお伺いいたします。

一番最初に、提案してきたことを言いましたよね。一番最初にしゃべったのを、私もあっと思いつながら聞いていたのですけれども、るるそのまま言えませんが、一番最初に言った項目です。

それは、高品質な水質が確約されているものなのですか。それを分かっているやっただけですか。完全に確約されたというものであるということをお伺いいたします。

◎上下水道部上水道施設課参事（京野 直文）

今、水質の安全性について確約されているのかという御質疑でした。

現段階では、まだ実際に稼働しておりませんが、実際どうなるかというのは、はっきり申しますとまだ分からないところではございますが、提案の中におきまして、安全性を確保するための方

策等といったものについても提案がなされております。各段階においての管理基準であるとか、そういったものも定められておりましたので、そういった面についても、安心して大丈夫かというふうに私は考えました。

◎22番（佐藤 哲委員） 今説明されたとおりに確約された技術ではなかったわけですから、それが極めて重要な点でありまして、市民に完全な、約束されたいい水質の高品質な水を提案するというときに、技術的な確約がされていないものを扱ってやることになったということで理解して終わりたいと思いますけれども、極めて難しい項目にあなた方は挑戦しているということだけ申し上げて終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第13号令和2年度弘前市下水道事業会計予算を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第13号令和2年度弘前市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下1ページをお開き願います。

第2条業務の予定量は、第1号に排水処理件数を、第2号に年間総処理水量を、第3号に1日平均処理水量を、第4号に主要な建設改良事業をそれぞれ記載のとおり見込んでおります。

第3条収益的収入及び支出のうち、収入には56億6756万円を計上しております。下2ページをお開き願います。支出には54億4465万6000円を計上しております。

収益的収入及び支出の収支差引額につきましては、下9ページをお開き願います。

ページ上段にあります、1、業務活動によるキャッシュ・フローの1行目、当年度純利益に記載のとおり、税抜き後の額で1億7472万2000円を見込んでおります。

下2ページにお戻り願います。

第4条資本的収入及び支出のうち、収入には20

億3038万6000円を、支出には43億9470万7000円を計上しております。これによる資本的収入及び支出の収支不足額につきましては、補填財源である損益勘定留保資金などにより調整するものであります。

下3ページから下4ページにつきましては、第5条から第11条で、債務負担行為、企業債、一時借入金、議会の議決を経なければ流用することのできない経費などを定めたものであります。

下5ページを御覧願います。

予算実施計画について御説明いたします。

収益的収入及び支出のうち、収入の主なものにつきましては、1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料に、下水処理に係る使用料32億7865万1000円を計上しております。

支出の主なものにつきましては、下6ページをお開き願います。

1款下水道事業費用1項営業費用7目流域下水道維持管理負担金に11億2697万7000円を、10目減価償却費に償却資産の減価償却費用26億8385万1000円を計上しております。

下7ページを御覧願います。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、資本的支出に係る特定財源をそれぞれ見込んだもので、主なものとして、1款資本的収入1項企業債1目企業債に14億3680万円を計上しております。

支出の主なものにつきましては、1款資本的支出1項建設改良費1目公共下水道事業建設費に4億8885万5000円を計上しております。

下8ページをお開き願います。

2項企業債償還金1目企業債償還金に36億6349万円を計上しております。

そのほか、下9ページから下33ページにかけては、予定キャッシュ・フロー計算書や給与費明細書などを添付してございますので御参照くださる

ようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対しては、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、滄沓会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

〔午後 2時49分 散会〕